

北海道・岩内町における 地盤沈下被害原因裁定申請事件

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

一 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人が昭和六三年及び平成元年に実施した一般国道二二九号岩内町岩内道路改良工事により申請人ら所有の土地（以下「本件土地」という。）に地盤沈下が生じ、これにより申請人ら所有の建物に傾きや柱、梁、外壁及び内壁の損傷が生じているとの原因裁定を求める。

2 被申請人

申請人らの本件申請を棄却するとの裁定を求める。

二 事案の概要

申請人らが店舗兼居室として使用している建物

（以下「本件建物」という。）には、いくつかの損傷が生じている。申請人らは、その原因について、昭和六三年及び平成元年に被申請人が当該建物に隣接する道路で実施した掘削工事による地盤沈下にあると主張し、被申請人はこれを争っている。本件は、申請人らが、この因果関係の争いについて、原因裁定を求めたものである。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実）

(1) 本件建物は、昭和二九年九月に発生した岩内町の大火の後まもなく、申請人の先代が本件土地の現在の店舗部分の存在するあたりに現在の倉庫と居間等を建築したものであるが、その後、先代は、これを現在の倉庫と居間等の存在する場所へ引き家して店舗部分を増築し、更にその後も幾度かの増築を行い、

ほぼ現状の本件建物（木造二階建）とした。なお、本件土地及び建物は、国道二二九号（以下「二二九号」という。）及び国道二七六号（以下「二七六号」という。）の交差点に面している。その後である昭和六一年、申請人は、本件建物の三角屋根（切妻屋根）の上に直接木組みを設けて無落雪の屋根（屋根の中央に樋を設けて、雨や雪解水がそこへ流れるようにし、軒下に雪や氷柱が落下しないようにした屋根）を上げる工事を行い、また、これと同じころ、一階の店舗部分を改良及び拡張する工事をした。

(2) 被申請人は、一般国道二二九号岩内町岩内道路改良工事として、次の各工事（以下これらの工事を併せて「本件各工事」という。）を行った。

ア 昭和六三年の伏越工工事

これは、旧道道二〇号（現在の二七六号）沿いに敷設されていた雨水を処理するための排水施設（ボックスカルバート及び雨水枳）が二二九号と交差しており、後記イの流雪溝設置工事の施工の障害となるため、排水施設が二二九号の下を流雪溝より深い位置で横断するように、新たにボックスカルバートを埋設し直した工事である。ただし、当該排水施設は、従来は二七六号を挟んで本件建物の向かい側の道路際に敷設されていたが、六三年工事では、これを本件建物の近くで向かい側から本件建物側へ二七六号の下を横断させ、本件建物の近くのマンホールに繋げ、そこから更に二二九号の下を横断させるように埋設し直したものである。このマンホールの設置及び二二九号の下を横断させる工事の際の掘削は、本件建物に最も近いところでは、本件建物から約二m離れたところに矢板を打ち込んで行われ、掘削深度は約五mであった。この工事は、昭和六三年一〇月から一月中旬にかけて行われた。ただし、二七六号を挟んで本件建物の向かい側のマンホールの工事だけは、平成元年に行われた。

イ 平成元年の流雪溝設置工事

これは、二二九号の両方の路肩に暗渠の流雪渠を設置した工事である。掘削は、本件建物に最も近いところでは、本件建物から約四・五m離れたところから行われ、掘削深度は約二・四mであった。本件建物付近におけるこの工事は、平成元年八月ころに行われた。

(3) 申請人は本件建物及びその敷地を所有しており、申請人ら全員は、本件各工事以前から本件建物に居住している。

(4) 岩内町は、平成一三年度に、二二九号に沿って、公共下水道工事をした。その際、岩内町では、本件建物の隣にある建物の近くなどにおいて掘削工事を行うにあたり、地盤凝固剤又は地盤改良材を使用する薬液注入工法を採用した。

(5) 上記工事に際し、申請人から本件建物の損傷が本件各工事と因果関係がある旨の苦情を受けた岩内町職員は、このことを被申請人職員に伝え、被申請人職員は、平成一三年一月、本件建物の損傷状況について調査を実施した。

(6) 申請人らは、平成一五年四月、本件に関し、損害賠償を求めて、被申請人を相手方として北海道公害審査会に調停を申請したが、申請人らと被申請人との間で、因果関係の存否

に関する争いがあったため、申請人らは本件原因裁定申請をした。

(7) 本件建物には、現在、次の損傷がある（以下、これらを併せて「本件各損傷」という。）。
ア 本件建物の一階の倉庫及び居間の柱が沈下して梁がたわんでおり、梁のホゾが柱のホゾ穴から外れかかっている。

イ 本件建物の二二九号側の外壁が、二階の床又は一階の天井の高さ付近を頂点として外側に張り出している（以下「外壁のくの字のはりだし」という。）。

ウ 一階の居間の床が傾斜している。

エ 二二九号側の二階の居室の天井や窓際に雨漏りが生じている。

オ 一階の倉庫の床の板敷きの部分とコンクリート部分の間に段差がある。

カ 一階の倉庫のコンクリート床（土間）が一部陥没して穴が開いている。

キ 二二九号側外壁下部の基礎（土台部分）が、倉庫と店舗の境界付近の外壁を頂点として外側（二二九号側）に張り出している（以下「土台のくの字の張り出し」という。）。

2 申請人らの主な主張

(1) 本件各工事により、本件建物下から地下水及び土砂が流出したことで、本件土地に地盤

沈下が生じ、これにより本件建物に損傷が生じた。

(2) 本件土地付近の地盤は軟弱であり、被申請人が本件各工事の施工に当たって薬液注入法を採用しなかったことは、施工方法の誤りであった。

3 被申請人の主な主張

(1) 本件各工事の前後に行った家屋調査では、地盤沈下の事実は確認されていない。また、申請人らが地盤沈下の直接の原因であるとする地下水及び土砂の流出についても、多少の流出はあったとしても、それが地盤沈下の原因となるほどの量であったことについて否認する。

(2) 本件土地付近の地盤が砂質地盤であることは、申請人らも認めているところ、砂質地盤は軟弱地盤とは言えず、むしろ安定した地盤である。一般に、砂質地盤のような安定した地盤における掘削工では、薬液注入法は採用しない。

三 裁定委員会の判断

本件各損傷を含む本件建物の損傷は、まず、本件建物自体の欠陥と老朽化による部分が大きいとまではいえるものの、倉庫土間コンクリートの裏

面の隙間や駐車場奥側外壁基礎の下の隙間は、それらのみが生じた原因であるとすると、いささか説明しにくいように思われる。考えられる他の原因として、地下水や土砂の流出による地盤沈下は否定されるが、地盤変状と凍上が可能性として残る。けれども、そのいずれも、現状を矛盾なく説明できるとまではいえず、かえって説明しにくい点もあり、可能性としては極めて低いものというべきである。そうすると、確かに、上記各隙間が生じた機序については十分に解明できないが、本件建物の損傷は、すべて本件建物自体の欠陥ないし老朽化に起因するものである可能性が比較的有力というほかない。したがって、本件建物の損傷は本件各工事によるものと認めることができないのであるから、その点で既に申請人らの申請は理由がない。そして、本件各工事の経過等によれば、本件建物の損傷は、本件各工事に起因するものではないことが明らかである。

本件各損傷を含む本件建物の損傷は、本件各工事に由来のものと認めることはできず、申請人らの本件申請は理由がないから、これを棄却する。

表 主要な主張比較

	申請人ら	被申請人	公調委(職第1号証)
本件家屋の損傷	有	有	有
損傷の原因	本件各工事による地盤沈下	老朽化	老朽化 地盤変動 凍上
地盤沈下(変動)	有	無	不明
地盤沈下(変動)の原因	本件各工事	地盤沈下そのものを否定	地盤変動があったとしても、本件各工事以前から生じていた

＜参考1＞ 公害紛争処理制度について

公害紛争処理制度には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つの手続がある

- 1 あっせん
 - ・ あっせんとは、あっせん委員が紛争の当事者間に入って、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間の自主的解決を援助、促進するための手続
 - ・ あっせんの結果、当事者間に合意が成立すると、民法上の和解契約の効力を有する
- 2 調停
 - ・ 調停とは、調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づいて紛争の解決を図る手続
 - ・ 調停委員会が積極的に当事者間に介入し、手続をリードしていく点が異なる
 - ・ 当事者間に合意が成立すると、民法上の和解契約としての効力を有する
- 3 仲裁
 - ・ 仲裁とは、紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することによって紛争の解決を図る手続
 - ・ 仲裁判断は、当事者間において確定判決と同一の効力を有する
- 4 裁定
 - ・ 裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が所定の手続により、法律的判断を下すことによって、紛争の解決を図る手続
 - ・ 裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類があり、いずれも公害等調整委員会のみが行う手続（参考2参照）

＜参考2＞ 裁定制度について

- ・ 裁定は公害等調整委員会のみが行う手続で「責任裁定」と「原因裁定」の2種類
- ・ 調停は当事者の互譲に基づく合意により紛争を解決する手段であるのに対して、「裁定」は裁定委員会が証拠調べ等により収集した証拠資料を基に事実関係を確定し、法律的判断を下すことにより紛争を解決する手段であり、調停に比べ公権的な要素が強い手続

1 「責任裁定」

公害に係る被害についての損害賠償に関する紛争が生じた場合に、損害賠償責任の有無及び賠償額について判断する手続

- ・ 責任裁定を求めることができる事項

損害賠償責任の有無及び賠償額（例えば、被申請人〇〇は申請人△△に対して損害賠償金として〇〇万円を支払え）に限られ、汚染源である工場の操業停止あるいは工場の建設計画差止めなどを求めることはできない。

- ・ 証拠調べ等の手続

調停は当事者の話し合いによる合意に基礎を置く制度であり、因果関係など事実関係全てを明らかにすることは必ずしも必要とされない。他方、「裁定」は司法に代わり行政が当事者の権利義務関係について独自の判断を下し紛争解決を図る制度。

このため、裁定制度においては、審問や証拠調べ等により必要な証拠資料を収集し事実関係を明らかにすることが要請されるとともに、その手続、判断の中立性、公正性をなお一層確保するため、審問、証拠調べ等の手続が法律上明確に規定されるなど、裁判ほどではないが、調停と比較すると厳格な手続。

- ・ 責任裁定の効力

責任裁定が行われ、当事者に裁定書が送達されてから30日以内に裁判の申立てがなかった場合（あるいは裁判を取り下げた場合）には、責任裁定と同一の内容の合意が当事者間に成立。

この合意は調停と同様に民法上の和解契約としての効力を有する。

- ・ 裁判との関係

責任裁定と裁判が併行している場合にはどちらか一方の手続のみを進めることができる。また、責任裁定の申請は、裁判の申立てとみなされ、時効中断の効果が発生。

2 「原因裁定」

原因裁定は、被害と加害行為との間の因果関係に関する法律的判断のみに限定した手続。因果関係以外の事項、例えば損害賠償や環境保全対策の実施などを求めることはできない。基本的な手続は責任裁定と同じ（原因裁定に特有の主な事項について以下記述）。

- ・ 原因裁定を求めることができる事項

請求内容は、被害と加害行為との間の因果関係についての判断を求めること。

（例えば、申請人の〇〇被害は、被申請人の△△による）に限られる。

- ・ 原因裁定の効力

原因裁定は当事者の権利義務関係に影響を与えるものではないが、原因裁定により明らかにされた因果関係を基に、その他の争点（損害賠償請求、環境保全対策の実施など）については調停手続などにより解決を図ることが可能。

- ・ 原因裁定の申請により時効中断の効果は発生しない。